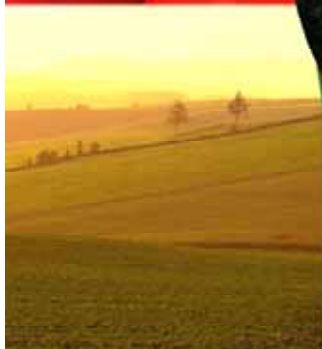


熊本県農業農村整備 UDガイド

だれもが暮らしやすく豊かな農村の実現をめざして



熊本県農政部

「だれもが暮らしやすく豊かな農村」の実現をめざして



〈目次〉

はじめに

| | |
|-----------|---|
| UDガイドのねらい | 1 |
|-----------|---|

I. 農業農村整備事業の特質 3

1. 農家の発意による申請事業
2. 地域社会の共同事業
3. 多様なユーザー

II. UDの推進と必要性 5

1. 農業農村整備事業の実施環境の変化
2. UDの推進
3. ガイドの役割

III. 事業のプロセスに応じた取組み 8

1. 構想段階からのユーザー参画
2. 事業の各段階における取組み

IV. 整備内容に応じた取組み 11

1. 施設ごとの取組み
①ほ場 ②用排水路 ③農道 ④農村交流施設等
2. 環境への配慮

V. UDを実践するうえでのヒント 17

1. よりよいコミュニケーションに向けて
2. より美しい農村空間づくりに向けて

おわりに 19

- UDガイド=NNガイド
- UDを推進するうえでの課題

アドバイザーグループ委員からのコメント 20

UDガイドのねらい

熊本県では「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」を策定し、21世紀の社会にふさわしい新しい熊本づくりを進めるにあたり、県内の様々な地域や幅広い分野にユニバーサルデザイン(UD)の理念を取り入れ、「だれもが暮らしやすく豊かなくまもと」の実現をめざしています。

UDを進めていくためには、県民、企業・団体、行政等がこの理念に賛同し、それぞれが共通の認識に基づいてお互いに協力していくことが大切です。

農業農村整備においては、その事業の多くが土地改良法により農家申請や受益者の同意を必要としていることから、ユーザー志向の性格を持った公共事業として、これまでもコミュニケーションを大切にしながらエンドユーザーである農家のニーズに応じた整備につとめてきました。

このように農業農村整備は従来から、構想・計画の段階から施設管理に至るまで、関係者とパートナーシップ(PS)を組んで事業を進めてきましたが、この事業の進め方は、まさにUDの理念に沿った取組みであると言えます。

このガイドは、既に行われてきたこれまでの取組みを踏まえながら、事業を取り巻く環境の変化に対して、「PS・UD」の取組みの質を高めるとともに更なる推進を図るために作成しました。

農業農村整備にとってUDの推進は、「構想段階から農家、土地改良区、地域住民などいろいろな人(ユーザー)から意見をきいてそれを反映し、愛着を持ってもらうものづくりをしていく」ことにより、地域共有の財産として土地改良施設等を守り次世代へ継承していくとする意識が高まり、「管理段階においても多様な人々(ユーザー)が参加する地域をあげての施設管理体制づくりへつながる」と考えています。

「だれもが暮らしやすく豊かな農村」の実現をめざして、より多くのユーザーが満足できる整備を行うために、現場レベルで自分はどんなことができるのだろうと仕事の原点に立ち返り、自問自答するときの参考になることを期待します。

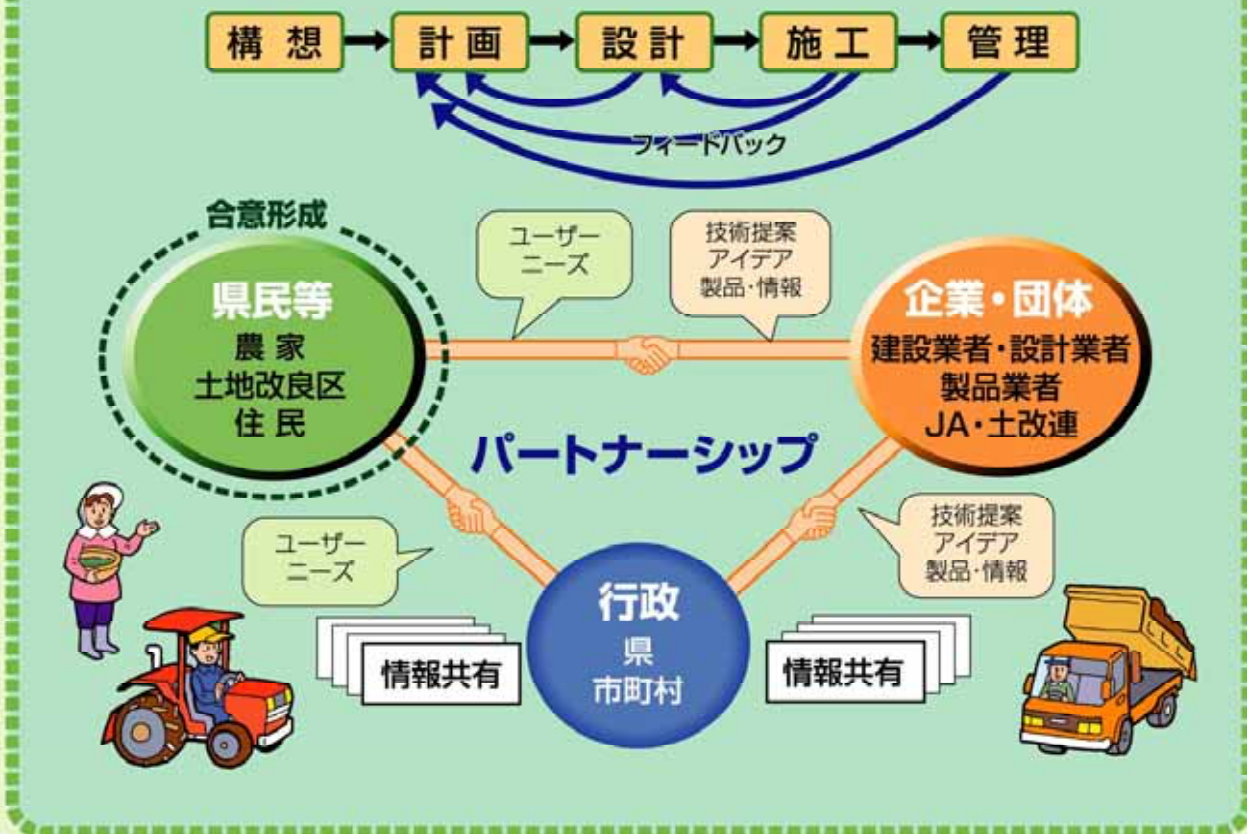
取組みの基本方向

目標

だれもが暮らしやすく豊かな農村の実現

ユーザーニーズに応じた農業農村整備事業の展開

UD理念



《ユニバーサルデザインとパートナーシップの関係》

ユニバーサルデザインの精神に溢れた地域社会の実現が「県の目標」であるのに対して、パートナーシップは「その目標を達成するための手法」といえます。



I. 農業農村整備事業の特質

1. 農家の発意による申請事業

農業農村整備事業は、そのほとんどが土地改良法に基づいており、農家など地元の発意によって実施する申請事業です。整備された施設は、地元へ譲与され管理されます。

- 道路や河川など、管理者が自ら整備する公共事業とは違い、農家が所有する農地や土地改良区などが所有管理する土地改良施設の整備を、国・県・市町村などの行政機関が申請者に代わって実施し、完了後それぞれの所有者へ譲与する特質を持っています。



2. 地域社会の共同事業

稲作を主体とした我が国の農業は、土地・水利用等に関して歴史的に極めて強い集団性及び地域一体性を有しているため、農業農村整備事業は農村社会の共同事業としての性格を帯びています。

- 農業農村整備事業は、零細で分散的な土地所有となっている農村地域において土地と水に着目し、線と面の改良を組合せた事業です。このため一定の地域を単位とした取組みが、工事実施面からも経済効率面からも不可欠です。このように事業の特質を十分認識し、地域社会の幅広い構成員の参加を求めるなどの取組みが必要です。



着手前



完了後

3.多様なユーザー

農業農村整備事業は、多様なユーザーとの関わりを有しています。

●農業農村整備事業は、一定地域において、面（水田や畑などの農地）、線（用排水路や農道等）、点（堰やポンプ場、ため池、公園等）の整備を行います。これらの施設は多様なユーザーとの関わりを有しています。

ユーザー

①関係農家 対象：農地・水等

②土地改良区 対象：土地改良施設
(堰、用排水ポンプ場、用排水路、ため池・樋門等)

③地域住民 対象：快適で美しい農村空間
(農道、用排水路、集落排水処理場、農村公園、農村景観等)



ほ場



ポンプ場



親水水路





Ⅱ.UDの推進と必要性

1.農業農村整備事業の実施環境の変化

近年農村地域では過疎化・高齢化や混住化が進むなど農村社会の環境が大きく変化しており、これまでの受益農家や土地改良区等を対象とした事業実施から、地域住民や都市住民の参加も視野に入れた事業の取組みが必要です。



- 農業就業者の高齢化や担い手不足が進んでおり、また、女性の参画を推進することが求められています。
- 農業基本法が改正され、生産性の向上をめざした生産者の視点に加え、安全・安心を求める消費者への配慮も必要です。
- 今後の事業推進においては、農村地域の多面的機能の発揮や地域社会の維持も考慮し、非農家も含めた合意形成が必要です。
- これまでの取組みにより、生産基盤の整備はある程度進みましたが、今後は、農地集積のための再整備や既存の土地改良施設の保全管理が重要となっています。
- 土地改良法が改正され、今後はさらなる環境や景観への配慮が求められます。
- 農業関係者のための行政主導による産業政策から、農村地域の整備を行う地域政策へ転換しています。



これまで、受益農家と水（利水、排水）、土（農地）、施設（水路、堰、農道、ポンプ場等）を対象に、確立された技術マニュアルをもとに画一的でいわゆる金太郎飴的な施設を造ってきたため、利用者にとって必ずしも使いやすく管理しやすいものとは言い難い施設も見受けられました。

今後は、農家や施設の管理者はもとより、地域住民や場合によっては都市住民にも事業を進めていく時、それぞれのプロセスに参画していただき、より多くの利用者に満足してもらえる整備を進めていくことが必要です。

そのためには、私たち自身が個々の事業を進める中で、常に利用者の立場に立って検討を重ね、よりよいものを求めていくことが重要です。

2.UDの推進

「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」では、UDを推進するうえで「プロセス（過程）の重視」を原則として3つの観点を掲げていますが、まさにこの考え方が農業農村整備事業の取り組み方の原点と言えます。

原則 プロセス（過程）重視

徹底したユーザー志向

事業を実施するにあたり、受益者や施設管理者のニーズを十分把握し、事業の構想・計画段階から積極的に反映していきます。さらに農村地域全体の整備・振興をも考慮し、地域住民や農村に訪れる都市住民もユーザーとして捉えて取組みます。

コミュニケーションの重視

利用者のための事業であることを念頭におき、そのニーズを把握するため現場に赴き、つくる側とつかう側のコミュニケーションを大切にします。また、多様な利用者のニーズは時として対立するケースもあり、コミュニケーションを密にとり、合意形成を図ります。

体系的なアプローチ

成功事例だけでなく失敗事例やそれらの過程の情報を蓄積し、その情報やノウハウを順次活用することで、時間の経過とともに取組み全体が進化していくしくみ（システム）作りをめざします。

また、「振興指針」では、「原則」に加え「4つの視点」を掲げており、事業で整備する農地や施設等についても、これを意識して取組んでいく必要があります。

4つの視点

簡単

使い方が簡単でわかりやすく使用しやすいこと。

例:ゲート機器操作の簡易化

快適

操作スペースが確保され、楽な姿勢で少ない力でも使用できること。

例:ゲート操作のスペース確保と労力の軽減

安全

不注意があっても事故につながらず安心して使用できること。

例:ポンプ場施設の操作盤デザインの統一・簡素化による誤操作の防止

柔軟

使う人や地域の要望に合わせてつくられていること。

例:ほ場区画の一角にトイレ・休憩施設等の設置

3.UDガイドの役割

このUDガイドは、農業農村整備事業を進めるうえで、次のことを目的としています。

- 職員一人ひとりが仕事の原点を見つめ直すきっかけをつくり、目標・目的の再認識など意識改革を図ります。
- ユーザーとパートナーシップを組み、よりよいものづくり、だれもが利用しやすいものづくりをめざします。
- 受益農家、土地改良区、地域住民、都市住民など関係する多様なユーザーとお互いの主体性や特性を尊重し、コミュニケーションを大切にします。

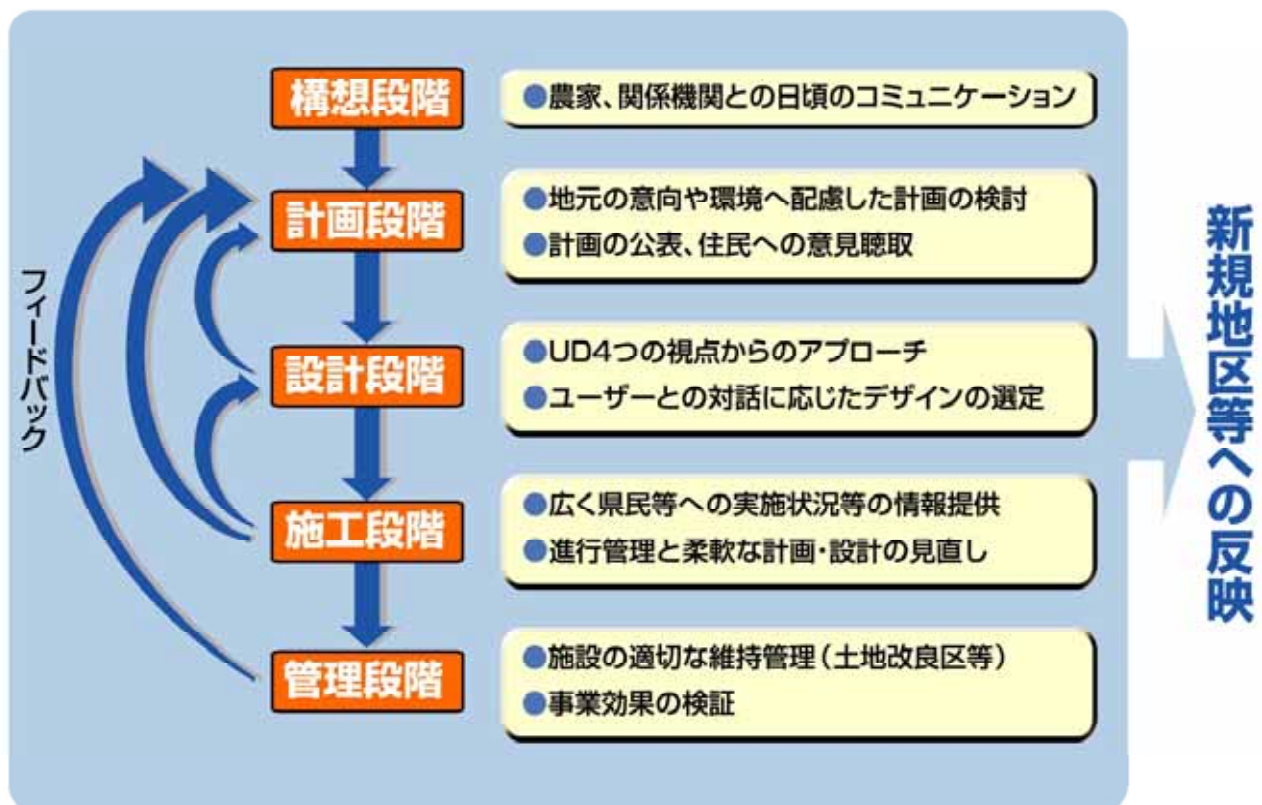




Ⅲ. 事業のプロセスに応じた取組み

農業農村整備事業の取組みにあたっては、事業の構想・計画・設計・施工・維持管理等の各段階において、多様なユーザーとパートナーシップを組んでそのプロセス（過程）を大切にしながら、ユニバーサルデザインの精神に溢れたよりよいものを求めていきます。

- ユーザーにとって使いやすく、維持管理もしやすいものとするためには、ユーザー本意に立ち、ニーズを十分把握する必要があります。さらに整備後の検証を踏まえ、新規地区へ活かし、より使いやすいものを求めていくことが重要です。



1. 構想段階からのユーザー参画

整備されたものが将来にわたり、愛着を持って利活用されるためには、事業の構想段階からユーザーの参画を図り、さらに事業を自らのものと受け止めていただくため、整備内容や将来の維持管理等について十分なコミュニケーションを図ります。

2. 事業の各段階における取組み

構想段階

●農家、土地改良区、地域住民、市町村とのパートナーシップ

地域のニーズや抱える問題を十分把握し、現地調査を行い、農家、土地改良区、地域住民や市町村など地元とパートナーシップを組んで、事業化を検討します。

※日頃のコミュニケーションを大切にすることが重要です。

計画段階

●計画の検討

事業説明会を開催し、地元の意向を把握し、計画へ反映します。また、事業関係者のほか、専門家や地域住民にも加わっていただき「地域環境情報会議」を開催し、環境・景観に配慮したものとなるよう検討します。

●計画の公表、住民への意見聴取

土地改良法に基づく事業については、法手続きの過程で事業の計画を公告・縦覧し、地域住民の意見を聴きながら計画を確定します。

設計・施工段階

●実施状況等の情報提供

市町村や農家などの地元に対しては、事業推進協議会や事業説明会などを開催し、事業の概要や進み具合、今後の予定を説明します。

●計画の管理と見直し

地元のニーズや経済社会情勢の変化を把握したうえで、必要に応じて計画（全体）を見直します。また、着工後一定期間を経過してなお完了に至っていない事業等は、第三者（学識経験者など）の意見を参考に再評価を実施します。

●広く県民等へ事業を周知

動く県政教室や出前講座を利用して、事業の目的や効果などを紹介し、その意見などは事業へ反映していきます。

管理段階

●土地改良施設の適切な維持管理

事業によって整備された施設は、農業生産のみならず多面的な機能（国土の保全、水源涵養機能など）を有していることから、地域住民の協力を得ながら、主に土地改良区（愛称：水土里ネット）が主体となって適切に維持管理していきます。

●事業効果の検証

農地や施設の基盤整備により、農業生産性あるいは農村地域の環境がどのように改善したのかをアンケート調査を含めて効果を検証し、その課題とフォローアップ策を検討します。

また、これら個々の地区のノウハウを蓄積し、次の地区へ反映できるシステムを構築していきます。

構想段階でのポイント

- 市町村と連携し、地元の意向を把握する
- アンテナを高くして情報収集に努める
- ニーズの的確な把握や市町村等への助言を行う
- 地元が必要とする技術情報を提供する

※申請事業であるため、市町村が主体的に取組み、県は支援する

《取組み事例》

- ・集落座談会に参加
- ・市町村作成の事業管理計画を詳細にヒアリング
- ・土地改良区との意見交換会を開催
- ・JAとの意見交換会を開催
- ・先進地の紹介
- ・農業普及指導課、農業振興課との意見交換
- ・各種調査実施による把握
- ・職員同士の情報の共有化

計画段階でのポイント

- 市町村と連携し、地元の意向を十分把握する
- アンテナを高くして情報収集に努める
- 計画内容の的確な把握や市町村等への助言を行う
(補助事業の施行範囲の明確化を図る)
- 地元が必要とする技術情報を提供する

※市町村が主体的に取組むが、事業施行申請の適否決定以降は県が取組む(県営事業の場合)

《取組み事例》

- ・集落座談会に参加
- ・市町村作成の事業管理計画を詳細にヒアリング
- ・土地改良区との意見交換会を開催
- ・JAとの意見交換会を開催
- ・先進地の紹介
- ・農業普及指導課、農業振興課との意見交換
- ・各種調査実施による把握
- ・職員同士の情報の共有化

設計・施工段階でのポイント

- 利用者及び管理予定者の意見を十分把握する
- アンテナを高くして情報収集に努める
- ニーズの的確な把握と施行範囲の明確化を図る
- 進捗状況や今後の予定を説明する

《取組み事例》

- ・地元説明会等の開催(屋内・現地)
- ・パワーポイント等を活用した視覚的に訴える説明
- ・土地改良区との意見交換会を開催
- ・実施完了区間の再点検
- ・施工業者から意見徴収
- ・現場の製品ニーズを設計メーカー側に情報提供
- ・現場の設計ニーズを設計コンサルタント側に情報提供
- ・職員同士の情報の共有化

管理段階でのポイント

- 管理者へスムーズな引継を行う
- アンテナを高くして情報収集に努める
- 成果の検証を行い、結果をストックし今後の計画に反映させる
- 事業による成果を紹介する

《取組み事例》

- ・管理委託、財産譲渡手続きの徹底
- ・管理者へ、今後の維持管理のために必要な情報を提供
- ・成功事例、失敗事例集の作成
- ・農家や地域住民に対するアンケート調査の実施
- ・完了地区の現状調査を実施し、農家から聞き取る
- ・土地改良区との意見交換会を開催
- ・JAとの意見交換会を開催
- ・ホームページ等を活用した事業成果の紹介
- ・農業普及指導課、農業振興課との意見交換
- ・職員同士の情報の共有化



Ⅳ. 整備内容に応じた取組み

事業で整備する農地や施設等は多種多様にわたり、それぞれの地区でユーザーの形態が異なるため、地域の実情に応じた整備を行います。

- 受益農家や土地改良区をはじめ 県・市町村など行政機関がパートナーシップを組んで、「4つの視点」を念頭に取り組みます。また、様々な分野の専門家や地域住民等の意見も取入れ、環境にも配慮していきます。

4つの視点

① 簡単

② 快適

③ 安全

④ 柔軟

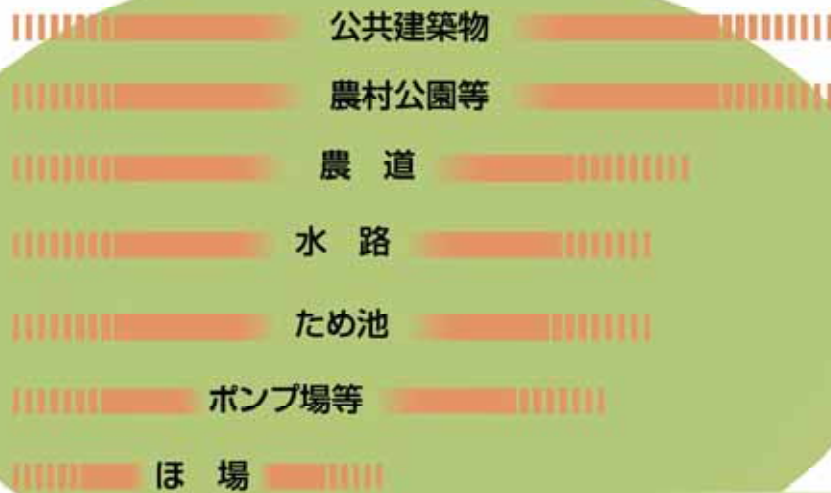
「ユーザー」
形態

「農家」
(利用・管理)

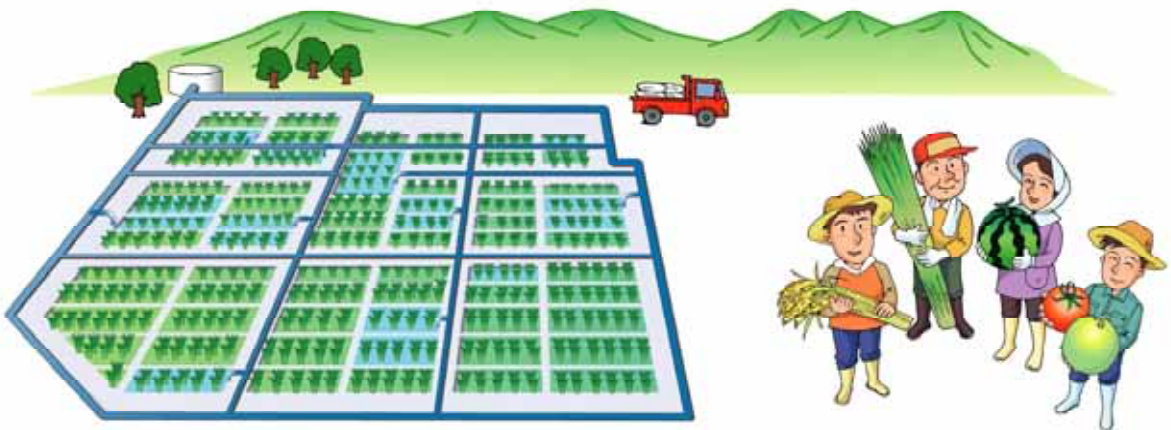
「土地改良区」
(施設管理)

「地域・都市住民」
(利用・癒し)

施設毎のユーザー対象範囲



環境への配慮



1.施設ごとの取組み

① ほ場

ほ場は、農業生産活動の場であるのみならず、食料供給のための基盤であり、また、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能も有しています。営農の機械化、農地の集団化、さらには高齢化や女性参画など地域の実情に応じた整備を検討します。

● 農業者が、安全にまた無理なく農業を営めるほ場の整備を工夫改善していきます。

取組み例

●作業

- ほ場内外への運搬作業等軽減のための低段差農道の導入。
- 農業機械転落防止等のためのほ場進入路勾配の緩傾斜化や急勾配路の舗装化。
- ほ場間移動を容易化するほ場間通路の設置。
- 急勾配農地でのモノレール、耕作道、園内道の整備。
- 一筆取排水時の労力の軽減（バルブ等の取手の設置など）。
- 機械化による用水作業の省力化（スプリンクラー、自動給水栓等）。

●土地利用等

- 小区画畑（少量生産）や高密度支線農道、高齢者農地の集積と活用方策検討など。

●管理

- 肥料や農薬などの散布作業や通路として効率的で安全に行われるよう、畦畔法に小段（小走り）と草刈機で除草可能な小段間隔の設置。
- のり面保護用の植栽やカバーシートの設置。

●付帯施設

- 骨休めや仲間との交流が出来るよう、ほ場区画の一角にトイレ、休憩施設等の設置。
- 危険箇所での足場の確保や手すりの設置。



農道とほ場の低段差化



用水管理作業の自動化（左側はフロート）

・バルブ位置も操作しやすいように道路面より高くしている。

② 用排水施設

水路周りでの農作業、水管理操作、巡回点検や補修、除草などの作業時に、安全性の確保を図り、省力化や軽労化に配慮した整備を検討します。また、親水等の多面的機能がある場合は、利用者のニーズを十分把握して検討します。

- 水利施設や用排水路周辺での水管理操作や保安全管理作業について、安全性や軽労化に配慮した整備を工夫改善していきます。また、農機具、収穫物等の洗い場や水辺としての親水利用の場でも工夫改善していきます。

取組み例

● 管理

- 除草作業の負担軽減や安全性に配慮した、排水路のり面の小段（小走り）の設置。
- かんがい用水のパイプライン化による水管理や除草作業の省力化。
- 排水路の維持管理のための階段の設置。

● 付帯施設

- 危険箇所での転落防止等のための防護柵や排水路の蓋設置や暗渠化。
- 用排水施設を安定した姿勢で操作できる足場の確保や手すりの設置。
- 沈砂地等の土砂排出が機械化出来る機械乗入口の設置。



排水路の維持管理階段の設置

● 操作

- ゲート操作の軽労化や機器操作の簡易化。
- 誤操作防止のためのポンプ場施設の操作盤やデザインの統一、簡素化など。

● 多面的機能

- 農機具や収穫物等の洗い場としての広さや昇降口の検討。
- 防火用水としての機能提供。
- 親水利用の場としての環境や景観に配慮した潤いのある水辺空間の創出。



ゲート操作の軽労化

③ 農道

住居と農地と農業生産施設等の連続性や農道走行中における安全対策に配慮した整備を検討します。また、農業目的外の通行（観光、通勤、通学、散策、ジョギング等）に対する配慮も行います。

- 住居、農地、農業生産施設等を有機的に結ぶ路線を十分検討し、誤認・誤動作を含めた走行利用面の安全対策について工夫改善していきます。また、農業目的以外の通行者を含めた通行利用面についても、対応策や改善策を検討します。

取組み例

● 構造や線形

- 交差点付近の道路勾配や線形の安全配慮。
- 急勾配区間での滑り止めの設置。
- 道路幅が狭い交差点での隅切りの設置。
- 対向車との離合用の路肩拡幅部の設置。
- 道路と農地の運搬作業等軽減のための段差障害改善。
- 見通し、走行の障害となるのり尻部の防草対策。



農作業車の駐車帯（作業帯）の設置



のり尻部のモルタル吹付（視距の確保・維持管理の軽減）

● 付帯施設

- 反射鏡による見通しの改善や注意喚起を促す警戒標識の設置。
- わかりやすい案内標識（大型化等）の設置。
- 農作業車の駐車スペース確保を含めた路肩の拡幅や駐車帯の設置。
- 転落危険箇所でのガードレール設置や水路の暗渠化（又は蓋設置）。

● その他

- 必要に応じて走行速度制限や農耕車両以外の通行制限。
- 安全対策や道路案内の必要な箇所等を地域内に周知・共有し、改善検討していく。



階段とスロープを取り入れた農道進入路

④ 農村交流施設等

- 集会施設、農村公園や広場等の生活環境基盤整備については、利便性の高い場所を選定し、自由に利用できる施設とします。その取組みについては、「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」及び「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」等を参考とします。

取組み例



甲申川地区(横島町)

● 車椅子使用者や子どもに飲みやすい水飲み場



● 誰もが使いやすいトイレ



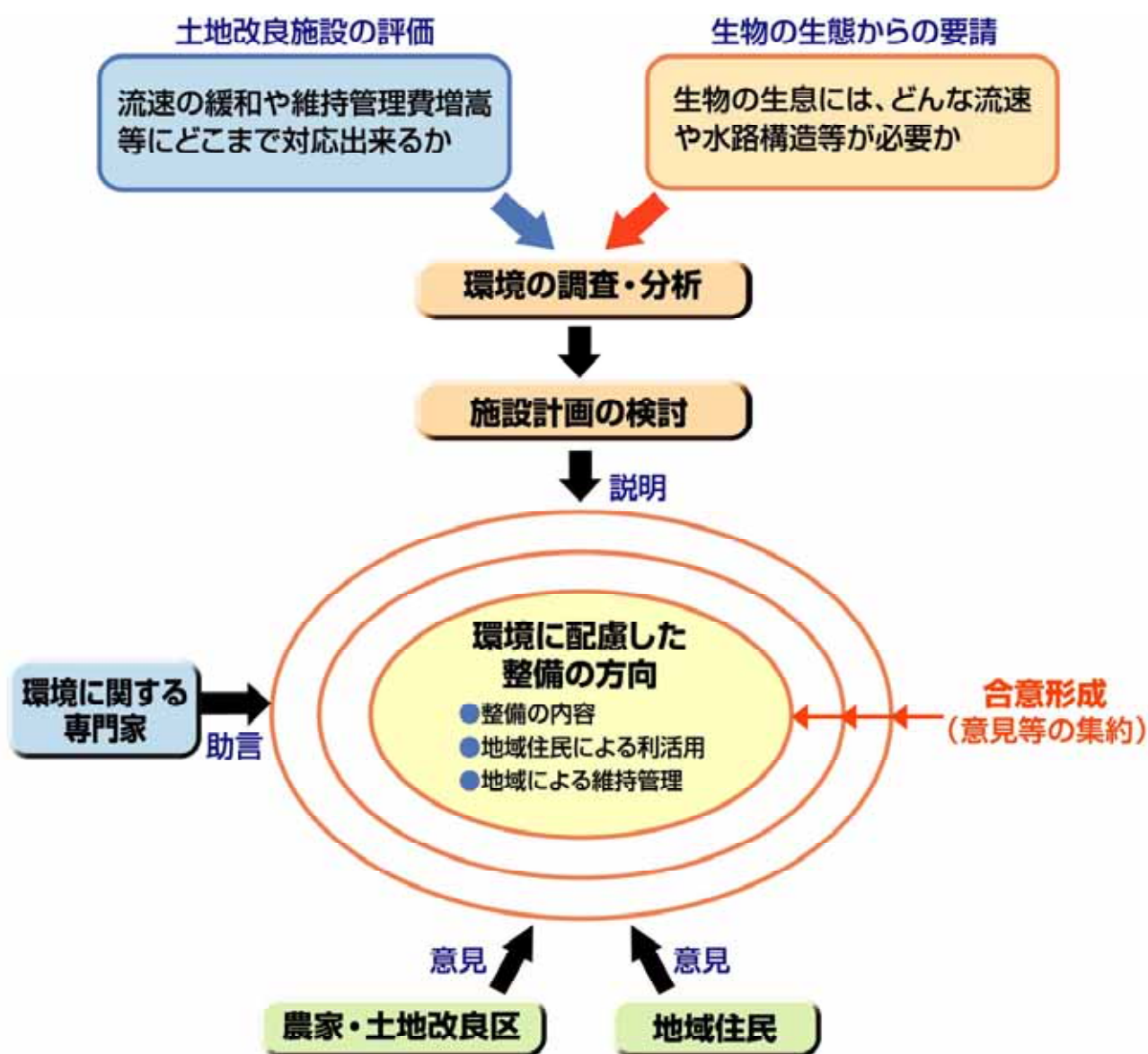
● 車椅子使用者用駐車スペース



2.環境への配慮

自然との共生が将来にわたって持続的に確保されるためには、早い段階から地域住民や有識者等の参加を得て、環境配慮についての合意形成を図ります。また、その際に、事業の受益者である農家、施設等を維持管理する土地改良区、環境配慮の恩恵を受ける地域住民、合意形成の調整を行う行政などが、それぞれに求められる役割を果たすことが必要であり、この取り組み方もUDの理念と言えます。

- 施設計画の検討にあたっては、土地改良施設の本来果たすべき機能と生物の生息・生活環境の確保を考慮し、地域住民等にわかりやすく説明し意見を聞きます。





V. UDを実践するうえでのヒント

① よりよいコミュニケーションに向けて

ガイドではコミュニケーションを重視していますが、その基本となるのが相手との接し方です。

★回数…長い時間いっしょにいるより、時間が短くても会う回数が多い方が相手に親近感をもってもらえます。

聞き上手のポイント

- 親近感 …… 親しみのある挨拶をして、聴き始める。
- まじめ …… まじめな態度で相手の目を見て話す。
- 関心 …… 脇見や「ながら動作」をせず相手の話を聞く。
- 受容 …… タイミングよくうなずいたり、あいづちを打つ。
- 共感 …… とともに相手の立場に立ち、喜んだり、考えたりする。
- 純粹 …… 先入観や既成概念、自分の感情に左右されず聞く。
- 謙虚 …… 早合点して相手の話をとることはしない。
「わかっている」と言ったり、あげ足をとらない。
- 全体 …… 一部の印象や言葉にとらわれず、相手の全体をとらえる。
一部の発言に対して感情的にならない。
- 促進 …… 相手が言葉に詰まったり、悩んだりするときは、質問をして回答を呼び出すようにする。
- 理解 …… 相手の回答について、不明な点は質問し、あいまいな点を明確にする。

② より美しい農村空間づくりに向けて

個々の事業を進めるうえで、地域の美しい農村（景観、豊かな自然環境、伝統文化等）の保全、創造等、ランドデザインを念頭において考えることも必要です。

農山漁村の美しさに関する検討会報告：[農林水産省H15.7]から抜粋

●農山漁村空間の魅力

- 農山漁村は、食料を含む多様な農林水産物が生産される場であるとともに、農林漁業従事者を含む地域住民の生活の場である。

- 農山漁村は、人間が自然と向き合う中で、農林漁業の営みを通じて長い年月をかけて農地や里山などの二次的な自然が形成され、個性ある地域社会や伝統文化とともに育まれてきた。
- 農山漁村の美しさは、外観のみならず土の匂いや感触、せせらぎの音など五感で感じる要素と地域の伝統文化など幅広く知性に訴えかける要素で構成。

●美しい農山漁村づくりに関する視点

(1) 健全で豊かな自然環境の保全

- 多様な動植物が生息・生育する二次的自然を含めた自然環境の保全・活用
- バイオマス資源等も有効利用し、自然生態系と調和した循環型社会の構築

(2) 生産、生活両面における空間的な調和

- 秩序ある土地利用、整えられた集落のたたずまいや家並みなど空間的な調和を保全・形成
- 専門家の知見も活用し、地域が育んだ個性に相応しい調和を創造

(3) 伝統文化が息づく地域社会の形成

- 農地、里山等とともに地域で共有する資源として伝統文化を捉え、地域資源の保全・活用の担い手となる健全な地域社会、コミュニティを維持・形成

(4) 魅力を活かした都市との交流

- 農林漁業や田舎暮らし体験の機会提供など農山漁村の魅力を活かした都市との交流
- グラウンドワークや農地・森林の保全活動等、都市住民、NPO等と協力した活動の展開



(山鹿市菊鹿町)



(天草郡新和町)



おわりに

●UDガイド=NNガイド

公共事業は、「完了までに長期間かかる」、「縦割りで横の連携がない」などと言われ社会から厳しい目が向けられており、こういった面で一層のアカウンタビリティ(説明責任)が求められています。このため、農業農村整備事業についても、社会の目にどのように映っているのかをしっかりと認識し、課題や批判を真摯に受け止めて反省すべき点を改善していかなければなりません。

今回、農業農村整備の問題点をUDという切り口で整理したところ、私たちのめざすべき事業の取組み方を明らかにすることができました。このガイドは、今後UDの推進を契機に、これからの農業農村整備のあるべき姿を考えていく「NN(のうぎょうのうそんせいび)ガイド」でもあります。

●UDを推進するうえでの課題

一般に「UDはお金がかかる」という認識があり、「コストがかからないUDを推進していこう」と言うのは簡単ですが、実際に満足いく整備ができなければ意味がありません。逆にコストを無視してユーザーの様々なニーズを全て実現するのも不可能です。

ユーザーの様々なニーズを集約しコストも考慮しながらどのように設計へ反映するのか、ここでおそらく一人一人が考え悩むのではないかと思います。

これから直面する様々な課題の対応策については、今まさに試行錯誤の段階なので、今後皆さんが実践していくUD事例を積み重ねながら、みんなで考え、議論し、模索していきましょう。

そして、これから皆さんとともに進歩するガイドとして、ある程度対応策が整理できるようになった段階で、それを盛り込んだUDガイドの作成に取り組んでまいりたいと考えています。



アドバイザーグループ委員からのコメント

●構想・計画段階での取組み

- まず、それぞれの農業農村がかかえる問題の実体を把握したうえで整備事業を開始する。説明と対話をくりかえすことが使いやすい施設づくりにつながる。
- 最初のアイデアスケッチ段階からユーザーの立場で農家の方々に意見を求める。参加することで使いやすいものづくりへの意識が高まり、自分たちのアイデアが現実のものになれば、管理しやすさにつながり、結果としてトータルコストが縮減される。
- 最初の段階でUDを取り込めるよう工夫すれば、むしろコストダウンできるのではないか。
- 地域の合意形成にあたってはスタート段階のしかけづくりが欠かせない。
- 生産重視、生活重視のUDとはどういうことか、それぞれが自主的に考えることのできる環境づくりも大切。

●UDの心がまえ

- デザインを日本語では意匠という。意は考えること、匠は工夫しつくること、この二つが調和してよりよいものづくりに展開する。
- 誰もが持っている人に対するやさしさをかたちにすることがユニバーサルデザイン。
- 人間が自然とともに生き、暮らし、繁栄する基盤づくりにUDの精神が生かされる。
- 農村では生産活動の場と、生活環境としての場が重なりあっている。この重なりあった部分にUDを取り込むヒントがある。
- 農村への新たなまなざしを持つこと。日本古来の集落の美、道具の実用性をUDにどのように取り込むかがこれからの課題。

●コミュニケーションの取り方等

- 相手の立場になって接する。聞いて、答えて、受け入れて意見もいう。一緒にわくわくしながら楽しく作りあげていく。このように、相手と気持ちを共有することで、生活の一部としての愛着を持った施設づくり、ものづくりがうまれる。
- 相手の理解は、いつ、どこで、どのように接するかというコミュニケーションのきめ細やかさによって変わる。
- 小さい集団で距離を縮めて対話を行うほうが民意をくみ上げやすい。そのための具体的な場づくりが必要。
- 計画者側の立場では、地域での合意形成をどのように進めるかが課題。地域座談会では、参加者の全員が一緒に計画づくりを行うようなワークショップ形式などの導入も必要。
- ワークショップには様々な手法があるので、状況に応じて適切な方法をとることはもとより、計画を進める段階ごとの結果を、参加者全員で確認しあいながら進めることが重要。理想的には、参加者の作業負担をできるだけ軽くさせ、その日のワークショップが真剣で楽しく、次も参加したくなるようなワークショップだと思う。

●アドバイザーグループ開催経緯

- ・平成16年 2月16日 第1回(UDガイドについて)
- ・平成16年11月22日 第2回(UDガイド案について)
- ・平成17年 3月 4日 第3回(UDガイド案について)

●アドバイザーグループ委員名簿

(五十音順、敬称略)

| | | |
|------|------|----------------------------|
| いそがい | けいぞう | |
| 磯貝 | 恵三 | (元崇城大学 芸術学部デザイン学科長) |
| いわした | ゆうじ | |
| 岩下 | 佑児 | (熊本県土地改良事業団体連合会 常務理事) |
| さとう | かずひろ | |
| 佐藤 | 和弘 | (株式会社地域総研 代表取締役) |
| ながい | ゆきと | |
| 永井 | 幸人 | (天明土地改良区 事務局長) |
| にしかわ | | |
| 西川 | カツコ | (元専門技術員<生活経営>) |
| にしかわ | ちすこ | |
| 西川 | 千壽子 | (元熊本県農業女性アドバイザー) |
| やまもと | なおこ | |
| 山本 | 直子 | (株式会社近代経営研究所 社員教育インストラクター) |



熊本県農政部

お問い合わせ先

このパンフレットにつきまして、ご意見、ご感想、ご質問等がございましたら、FAXまたはメール等にてお寄せください。

熊本県農政部農村計画課

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号
TEL.096(383)1111 FAX.096(383)6581
E-mail:nousonkeikaku@pref.kumamoto.lg.jp